

増毛町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条の規定に基づき、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援のため、増毛町高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置し、関係機関の連携と協力により、高齢者虐待の防止対策等を協議するために必要なことを定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 高齢者虐待に関する地域的課題・問題の協議及び対策の検討
- (2) 高齢者虐待の防止に関する地域、各種団体、機関等への啓発及び普及
- (3) 高齢者虐待に関する情報交換及び研修
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者虐待に関する問題の解決に必要なこと

(組織)

第3条 会議は、別表に定める関係機関・団体等の代表者をもって組織する。

(議長)

第4条 会議に、議長を置き、議長は、増毛町福祉厚生課長をもって充てる。

2 議長に事故のあるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集し、その議事を主宰する。

(高齢者虐待防止ケア会議の設置)

第6条 会議に、高齢者虐待への早期対応を図るため、これに必要な情報交換や役割分担、その対応等について協議するため高齢者虐待防止ケア会議を設置する。

2 高齢者虐待防止ケア会議は、関係機関・団体等のなかから、必要な職員等の出席により開催し、議長が招集するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、増毛町地域包括支援センター内に置く。

(守秘義務)

第8条 会議に出席した関係職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、関係職員でなくなった場合も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関・団体名
留萌警察署
旭川地方法務局留萌支局
留萌振興局保健環境部社会福祉課
増毛町民生児童委員連絡協議会
増毛町社会福祉協議会
留萌人権擁護委員協議会
増毛町立市街診療所
増毛町立明和園
増毛町消防本部
介護サービス事業者